

生食発 1228 第 2 号
3 輸国第 3831 号
令和 3 年 12 月 28 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から韓国向けに輸出する輸出畜産加工品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 KR-A2「大韓民国向け輸出畜産加工品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、韓国政府から要綱に基づき輸出される畜産加工品に関して、令和 4 年 1 月 1 日以降輸出される荷について、日本政府が発行する衛生証明書を添付するよう要請があったことを受け、手続規程の別表 1、別表 2 及び要綱について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

記

- 1 手続規程の別表 1 及び別表 2 に下記の改正を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表 1 韓国 輸出証明書の発行（法第 15 条第 1 項） 適合施設の認定（法第 17 条第 1 項）	以下を追加 畜産加工品（別紙 KR-A2）（農）
別表 2 韓国 適合施設の認定（法第 17 条第 2 項）	以下を削除 畜産加工品（別紙 KR-A2）（厚）

- 2 要綱に下記の改正を行ったこと。

- (1) 施設の認定、変更及び取消しについて、厚生労働省及び都道府県等衛生部局による手続を削除し、農林水産省輸出・国際局輸出支援課による手続を新たに規定。
- (2) 衛生証明書の発行に係る手続を新たに規定。
- (3) その他所要の改正。

- 3 令和 4 年 1 月 1 日以降に輸出される荷について、衛生証明書を発行すること。

- 4 本通知による改正前に、従前の要綱に基づき都道府県等衛生部局が申請を受け付けた施設の認定等に係る手続については、従前の要綱に基づき手続を行うこと。